

可搬型PET装置のMRI室での使用

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する
政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令)

関西圏(京都府)
初認定:平成30年3月9日

規制改革の内容

特例措置前

PET検査薬の投与を受けた患者が発する放射線による職業被ばく及び公衆被ばくを防ぐため、PET検査薬投与からPET装置による撮影までを一体的に規制し、従来の据置型のPET装置を前提に、PET装置による撮影場所をPET使用室に制限している。

※PET検査とは、放射性物質のPET検査薬を患者に投与し、患者体内から発せられる放射線をPET装置で撮影するもの。がんの診断等に活用。

特例措置

国家戦略特区において、放射性物質であるPET検査薬の投与はこれまでと同様にPET使用室で行うが、「可搬型PET装置」による「撮影」は、適切な防護措置及び汚染防止措置を定め、これを遵守することにより、MRI室において行える。

効果

「可搬型PET装置」とMRI装置とを組み合わせた複合的な最先端医療機器の開発を促進し、高度な医療を提供

規制改革の概要



適切な防護措置等※がとられている場合、MRI室で撮影が可能
※適正使用マニュアルの遵守

